

## 芸術文化観光専門職大学 情報システム連絡会議 運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は情報システム連絡会議（以下「連絡会議」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### (審議事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学生情報、情報処理教育、ネットワーク（インターネットを含む。）機器、遠隔授業及び図書システム、事務系情報システム等の大学が設置する全学システム（以下「大学情報システム」という。）の基盤システム上での運用に係る立案、導入及び管理に関する事項
- (2) 大学情報システムの基盤システム上での安定的な運用及びセキュリティ維持に関する事項
- (3) 最新の情報処理技術及びセキュリティ技術の導入に関する事項
- (4) 学生、教職員等が教育研究、管理運営等の目的で独自に設置するシステムの管理運用に係る助言及び指導に関する事項
- (5) 大学情報システムの利用者に対する情報モラル等の研修、指導、啓発等に関する事項
- (6) インターネット接続に関する事項
- (7) 大学情報システムに係る個人情報の保護に関する事項
- (8) 情報システムに係る研究調査に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、連絡会議の運営に関する事項

### (組織)

第3条 連絡会議は、学長が指名する者をもって構成する。

### (任期)

第4条 前条に定める委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

### (議長)

第5条 連絡会議に議長を置く。

2 議長は、事務局長をもって充てる。

3 議長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 連絡会議は、議長が招集する。

2 連絡会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 3 連絡会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、事務局地域リサーチ&イノベーション推進部地域支援課において行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。